

デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和6年6月
産業保安グループ ガス安全室

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が発足しました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年5月には告示等の見直し方針が策定されました。

これを受けて、別紙に掲げる当室所管関係法令の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

（1）「目視規制」について

別紙に掲げる目視規制については、これらの条項の規定上、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、デジタル技術の活用に当たっては、当該規程の目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

別紙

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表
(当室所管法令関係抜粋)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	146	ガス事業法施行規則	経済産業省	第24条第1項第 4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視－共通 9	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	147	ガス事業法施行規則	経済産業省	第24条第2項第 4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視－共通 9	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	148	ガス事業法施行規則	経済産業省	第92条第1項第 4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視－共通 9	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	149	ガス事業法施行規則	経済産業省	第92条第2項第 4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視－共通 9	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	150	ガス事業法施行規則	経済産業省	第148条第1項 第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視－共通 9	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	151	ガス事業法施行規則	経済産業省	第148条第2項 第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視－共通 9	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1236	熱供給事業法施行規則	経済産業省	第23条第1項第 4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	目視－共通 9	告示、通知・通達等 の発出又は改正